

日本大学大学院スポーツ科学研究科修士論文審査基準

令和5年4月13日制定
令和5年4月1日施行

(修士論文の提出)

第1条 修士の学位を受けようとする者は、指導教授による研究指導を受けた上で、修士論文を提出しなければならない。

2 修士論文は、日本語又は英語で書かれたものとする。

3 修士論文の提出の手続については、別に定める。

(修士論文の審査)

第2条 提出された修士論文については、次条に定める審査基準に基づき審査することにより、可否(合否)を判定するものとする。

(修士論文審査基準)

第3条 修士論文は、その内容の一部が研究報告会で発表されている事を条件とし、次の審査基準に基づき審査する。

① 研究の目的及び課題の明確性

(1) 先行研究が十分に検討されている。

(2) 不明な知見を踏まえ、研究の学術的又は実践的意義が示されている。

(3) 研究の目的及び取り組むべき研究課題が明確に示されている。

② 研究方法の妥当性

(1) 研究方法是研究課題に対して妥当であり、適切に設定されている。

(2) 研究の手順が適切に実施されている。

(3) 分析の処理が適切に行われている。

③ 研究の信頼性

(1) 研究の信頼性を担保するために適切なデータ(情報、資料等)が収集されている。

(2) 研究の全過程において、倫理的配慮がなされている。

④ 論旨の一貫性

研究の過程において、その論旨が明確かつ一貫している。

⑤ 研究成果の意義

研究成果として、学術的又は実践的意義が示されている。

⑥ 論文の体裁

当該領域に求められる学術論文としての体裁が整えられている。

(倫理的配慮)

第4条 学位論文の執筆に係る研究計画の立案、実施、研究成果の発表及びデータの保管に関しては、学内の倫理規程や研究課題に関連する学会及び団体の倫理基準等を遵守するほか、適切な倫理的配慮がなされていることを要する。

附 則

この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。